

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

海外療養に係る療養費請求について (通知)

組合員又は被扶養者が、海外滞在中にやむを得ず現地の医療機関等で受けた療養に要した費用については、組合員からの請求により、支払った医療費の一部について共済組合から療養費等（以下「海外療養費」という。）の給付を受けることができます。

近年、海外療養費の請求が増加していることから、より適切な審査を行うため、下記のとおり見直すこととしましたので、貴所属の組合員へ周知の上、適切な請求手続等について指導してください。

記

1 請求関係用紙の新設及び提出書類の追加

近年、国民健康保険等において、海外療養費の不正請求事案が発生していること、また、就労形態の多様化や、海外への進学等により共済組合においても海外療養費の請求が増加していることから、海外療養費算定業務を外部委託したことに伴い、公立学校共済組合関係申請書等用紙に新たに整理番号41から整理番号44までの用紙を設けた。

また、より適切な審査を実施するため、海外渡航した事実を証明する書類と新設した調査に関わる同意書（海外の医療機関等へ療養内容等を確認するための同意書）を提出書類に追加することとした。

参考（提出書類等）

海外療養費を請求するときは、下の請求区分に○が記入してある書類を請求時の在籍所属所で受付の上、当支部へ提出すること。

整理番号	書類名称	請求区分	
		医科	歯科
34	療養費（家族療養費）請求書	○	○
41	診療内容明細書	○	
42	領収明細書	○	○
43	歯科診療内容明細書		○
44	調査に関わる同意書	○	○
-	現地の医療機関等で支払った医療費の領収書（原本）	○	○
-	海外渡航した事実を証明する書類（パスポート、航空券等の写し）	○	○

- (注) 1 これまで配布していた「医科診療内容明細及び診療報酬領収明細書」及び「歯科診療内容明細及び診療報酬領収明細書」は廃止する。
- 2 整理番号 34, 整理番号 41 から 43 までの用紙については, 療養月単位で受診医療機関等ごとに作成し, 請求すること。
- 3 在外教育施設に派遣されている組合員等の整理番号 41 から 43 までの様式の使用については, 同様のものを平成 28 年 2 月に在籍する所属所を通じて送付しているため, これを引き続き使用して構わないこと。
- 4 新設された整理番号 41 から整理番号 44 までの用紙については, 当支部のホームページ (ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>) からダウンロードして取得すること。
- なお, ホームページからの用紙取得が困難な所属所については, 別途送付するので, 共済組合へ連絡すること。

2 留意事項

- (1) 請求のあった海外療養費については, 療養費, 家族療養費, 高額療養費, 入院時食事療養費, 一部負担金払戻金, 家族療養費附加金を支給する。
- (2) 海外で受けた診療が, 日本国内において健康保険が適用されない診療である場合, 又は, 療養を目的として海外渡航した場合は, 給付の対象とはならない。
- (3) 海外療養費の算定については, 海外で支払った医療費 (実費) と日本国内の医療機関等で同じ傷病にかかる診療を受けた場合に健康保険の例により算定した額を比較して, いずれか低い額を当該療養に要した医療費として支給額を計算する。
- したがって, その算定方法上, 共済組合の給付では実費が十分に補填されない場合がある。
- また, 外貨で支払った医療費については, 当共済組合が支給決定を行う日の外国為替換算率 (TTS) により, 円に換算して支給額を計算する。
- (4) 海外療養費の請求権は, 医療機関等で医療費を支払った日の翌日から起算して 2 年で消滅する。
- (5) 提出書類に不備があると, 海外へ書類を返送し, 現地の医師に再確認をするなど時間を要するほか, 給付できない可能性もあるため, 記載例を参考にするなど, 提出前に必ず確認をすること。

問合せ先
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
公立学校共済組合鹿児島支部
(県教育庁総務福利課内)
担当 年金給付係 上之蘭
電話 099-286-5220